

機関名	行橋市役所
計画期間	令和5年4月1日～令和8年3月31日（3年間）
行橋市役所における障害者雇用に関する課題	行橋市役所においては、庁内におけるバリアフリー化が進んでいないため、障害者の要望を踏まえ、スロープの設置や就労支援機器の導入など職場環境の整備を行う必要がある。また、積極的な採用活動を継続的に行い、毎年の障害者任免状況通報時における法定雇用率を達成するように努める。
目標	
①採用に関する目標	【実雇用率】 （令和7年6月1日時点） 2.80% （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。
③満足度に関する目標	毎年4月時点で在籍している障害者（新規採用を除く）に対し、アンケート調査を実施し把握・進捗管理を行う。前年度の満足度を上回るよう努める。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する（令和3年1月28日に選任済み）。 ○障害者の職業生活全般における相談、指導など人的サポートを行う体制を整備する。
(2) 人材面	障害者職業相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）について、障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	定期的に面談を行い、障害者と業務の適正なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	障害特性に配慮した設備や就労支援機器の整備を行う。
(2) 募集・採用	○採用選考に当たり、障害者からの要望を踏まえ、障害特性に配慮した選考等を行う。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(3) 働き方	時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
(4) キャリア形成	本人の希望等を踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。
(5) その他の人事管理	必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。
4. その他	
	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。